

公安の維持と 災害対策

第6章 CHAPTER 6



第1節

国際テロ情勢と対策

第2節

外事情勢と対策

第3節

公安情勢と対策

第4節

災害等への対処と
警備実施

1 国際テロ情勢

(1) イスラム過激派等

平成25年中には、図表6-1のとおり、世界各地でテロ事件が相次いで発生するなど、イスラム過激派によるテロの脅威は依然として高い状況にある。また、イスラム過激派組織は、過激思想を介して緩やかなネットワークを形成しているとみられる。

23年5月に「アル・カーイダ」の指導者のオサマ・ビンラディンが死亡した後、新たな指導者となったアイマン・アル・ザワヒリは、欧米諸国等に対するジハードの継続を表明している。また、「アル・カーイダ」関連組織は、中東・北アフリカ地域を中心に勢力を拡大している。25年1月には、アルジェリア・イナメナスにおける襲撃テロ事件が発生し、邦人10人を含む40人が死亡した。



アルジェリア・イナメナスにおける襲撃テロ事件で武装集団に投降する人々 (AFP=時事)

近年、イスラム過激派組織は、インターネットを活用して過激思想を広め、構成員を勧誘するなどしているとみられるところ、これらの活動は、テロ組織と関わりのない個人が過激化してテロを引き起こす現象にも影響を与えている。テロ組織からの指示や支援を受けない個人によるテロは、「ローン・ウルフ (一匹おおかみ)」型のテロと呼ばれ、各国でその危険性が認識されている。同年4月に発生した米国・ボストンにおける爆弾テロ事件は、「ローン・ウルフ」型のテロに当たるとの見方がある。

また、最近のシリアにおける内戦では、世界各地のイスラム過激主義者等が活動を活発化させており、欧米出身者を含む多くの外国人がシリアに渡航しているとされる。各国では、こうした者が実戦経験を積み、武器の扱い方等を習得して帰国した後に、自国においてテロを敢行することが懸念されている。

このほか、25年9月には、ケニア・ナイロビのショッピングモールにおける襲撃テロ事件が発生し、少なくとも67人が死亡した。また、オリンピック開催を控えたロシア・ソチ北東の都市ボルゴグラードにおいて、同年10月から同年12月の間に3件の自爆テロ事件が発生した。

図表6-1 平成25年に発生した主な国際テロ事件

発生日	事件
1月16日	アルジェリア・イナメナスにおける襲撃テロ事件
4月15日	米国・ボストンにおける爆弾テロ事件
5月22日	英国・ロンドンにおける兵士襲撃テロ事件
5月25日	フランス・パリにおける兵士襲撃テロ事件
9月13日	アフガニスタン・ヘラートの米国領事館付近における自爆テロ事件
9月21日	ケニア・ナイロビのショッピングモールにおける襲撃テロ事件
12月29、30日	ロシア・ボルゴグラードにおける自爆テロ事件

(2) 我が国に対するテロの脅威

平成24年5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘しているほか、米国で拘束中の「アル・カーイダ」幹部のハリド・シェイク・モハメドが、我が国に所在する米国大使館を破壊する

計画等に関与したと供述していたことなども明らかになっている。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国に対する脅威の一端を明らかにしたものと見える。

また、過去に我が国は「アル・カーイダ」を始めとするイスラム過激派組織から、その幹部による声明等において、米国の同盟国としてのみならず、テロの標的として名指しされたこともある。

さらに、殺人、爆弾テロ未遂等の罪で国際刑事警察機構（ICPO）を通じ国際手配されていた者^(注1)が、過去に不法に我が国への入出国を繰り返していたことも判明しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。

このような事情や、海外においても、前述のアルジェリア・イナメナスにおける襲撃テロ事件を始め、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案等が発生していることなどに鑑みると、我が国は、国内外において、大規模・無差別テロの脅威に直面しているといえる。

（3）日本赤軍と「よど号」グループ

① 日本赤軍

日本赤軍は、最高幹部の重信房子がハーグ事件^(注2)等により起訴され公判中^(注3)の平成13年4月に日本赤軍の「解散」を宣言したのを受け、同年5月、組織としても「解散」の決定を表明したが、その後も別名称を使用して活動を継続しており、テロ組織としての危険性に変化はない。

警察では、国内外の関係機関との連携を強化し、国際手配中の7人の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

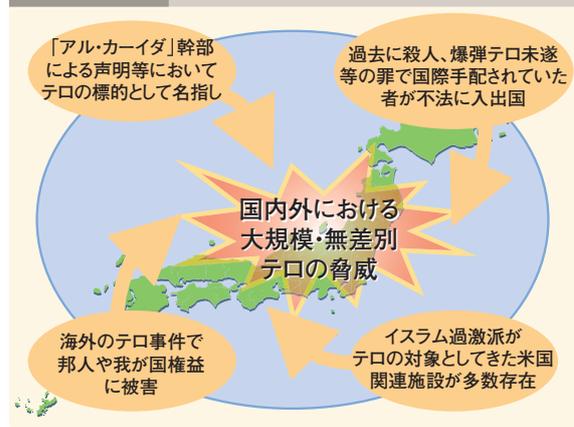
② 「よど号」グループ

昭和45年3月31日、田宮高磨ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入国した。現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまっているとみられており^(注4)、このうち3人に対し、日本人を拉致した容疑で逮捕状が発せられている。

また、「よど号」犯人の妻らについては、これまでに帰国した5人を旅券法違反（返納命令拒否）等で逮捕し、いずれも有罪が確定している。その子女については、これまでに20人全員が帰国している。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。

図表6-2 我が国に対するテロの脅威



国際手配中の日本赤軍と「よど号」グループ

注1：同人は、国際連合安全保障理事会アル・カーイダ制裁委員会により、制裁対象として指定されている。

2：昭和49年9月、奥平純三ら3人が、オランダ・ハーグ所在のフランス大使館を占拠し、大使ら11人を人質として監禁した事件

3：平成22年8月、最高裁判所において懲役20年の刑が確定した。

4：ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。

(4) 北朝鮮

① 北朝鮮による拉致容疑事案

ア 拉致容疑事案の捜査状況等

警察では、平成26年4月1日現在、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断している。このうち、北朝鮮工作員等拉致に関与したとして8件に係る11人について、逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、警察では、これらの事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、告訴・告発や相談・届出に係る事案についても、関係機関と緊密な連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査や調査を進めている。

北朝鮮は、20年6月に「拉致問題は解決済み」との従来の立場を変更し、全面的な調査の実施を約束したにもかかわらず、同年9月、一方的に調査開始を見合わせた。また、24年11月に行われた日朝政府間協議においては、拉致問題の更なる検討のため今後も協議を継続していくことで一致したが、同年12月に予定されていた日朝政府間協議は、北朝鮮が「人工衛星」と称するミサイル発射予告を行ったことなどから、我が国から北朝鮮に開催の延期を伝達した。その後、26年3月及び同年5月に日朝政府間協議が開催され、日本と北朝鮮は、同月、北朝鮮が拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することで合意した。

イ 拉致の目的

北朝鮮の故金正日国防委員長は、14年9月に行われた日朝首脳会談において、日本人拉致の目的について、「一つ目は、特殊機関で日本語の学習ができるようにするため、二つ目は、他人の身分を利用して南（韓国）に入るためである」と説明した。また、「よど号」犯人の元妻は、故金日成主席から「革命のためには、日本で指導的役割を果たす党を創建せよ。党の創建には、革命の中核となる日本人を発掘、獲得、育成しなければならない」との教示を受けた田宮高磨から、日本人獲得を指示された旨を証言している。

これらを含め、諸情報を分析すると、拉致の主要な目的は、北朝鮮工作員が日本人のごとく振る舞うことができるようにするための教育を行わせることや、北朝鮮工作員が日本に潜入して、拉致した者になりすまして活動できるようにすることなどであるとみられる。

図表6-3 日本人が被害者である拉致容疑事案（12件17人）

	発生時期	発生場所	被害者(年齢は当時)	事案(事件)名
1	昭和52年9月	石川県鳳至郡(現 鳳珠郡)	久米裕さん(52)	宇出津事件
2	昭和52年10月	鳥取県米子市	松本京子さん(29)	女性拉致容疑事案
3	昭和52年11月	新潟県新潟市	横田めぐみさん(13)	少女拉致容疑事案
4	昭和53年6月頃	兵庫県神戸市	田中美さん(28)	元飲食店店員拉致容疑事案
5	昭和53年6月頃	不明	田口八重子さん(22)	李恩恵拉致容疑事案
6	昭和53年7月	福井県小浜市	地村保志さん(23) 地村(旧姓:瀨本)富貴恵さん(23)	アベック拉致容疑事案(福井)(注1)
7	昭和53年7月	新潟県柏崎市	蓮池薫さん(20) 蓮池(旧姓:奥土)祐木子さん(22)	アベック拉致容疑事案(新潟)(注2)
8	昭和53年8月	鹿児島県日置郡(現 日置市)	市川修一さん(23) 増元み子さん(24)	アベック拉致容疑事案(鹿児島)
9	昭和53年8月	新潟県佐渡郡(現 佐渡市)	曾我ひとみさん(19) 曾我ミヨシさん(46)	母娘拉致容疑事案(注3)
10	昭和55年5月頃	欧州	石岡亨さん(22) 松木薫さん(26)	欧州における日本人男性拉致容疑事案
11	昭和55年6月	宮崎県宮崎市	原敦晃さん(43)	幸光滌事件
12	昭和58年7月頃	欧州	有本恵子さん(23)	欧州における日本人女性拉致容疑事案

注1～3：このうち、地村保志さん、地村(旧姓：瀨本)富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池(旧姓：奥土)祐木子さん、曾我ひとみさんの5人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

図表6-4 日本人以外が被害者である拉致容疑事案（1件2人）

発生時期	発生場所	被害者(年齢は当時)	事案(事件)名
昭和49年6月	福井県小浜市	高敬美さん(7) 高剛さん(3)	姉弟拉致容疑事案

ウ 拉致容疑事案等に関する取組

警察では、拉致容疑事案等に対する的確な捜査等を推進しているところであるが、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案^(注)の真相解明に向けた取組を更に強化するため、25年3月、警察庁警備局外事情報部外事課に「特別指導班」を設置し、都道府県警察に対する指導を強化している。同班は、都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査の担当官への具体的な指導や当該事案の現場の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。また、海難事案として処理されているものについては、海上保安庁との連携を強化し、捜査・調査を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、個別の事案ごとに捜査上の必要性や家族の意向を勘案しつつ、積極的にDNA型鑑定資料の採取を実施しており、これまでに、家族から同意を得られた行方不明者614人に関するDNA型鑑定資料の採取を行っている（平成26年4月1日現在）。

これに加えて、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案については、その多くが発生から相当の年数を経過していることから、広く国民からの情報提供を求めため、25年6月から、家族の同意を得られたものについては、「警察庁重点情報収集事案」として、行方不明者416人分（26年4月1日現在）の事案の概要等を都道府県警察のウェブサイトに掲載しているほか、同年9月からは405人分（26年4月1日現在）の行方不明者の一覧表を警察庁のウェブサイトに掲載するとともに、各都道府県警察のウェブサイトに掲載されている情報にアクセスできるようリンクさせている。

また、外国治安機関に対して、拉致容疑事案等についてハイレベルでの協力要請を行うなど、海外からの関連情報の収集にも努めている。

図表6-5 国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

事案(事件)名	欧州における日本人女性 拉致容疑事案	宇出津事件	アベック拉致容疑事案(福井) 辛光洙事件	辛光洙事件	母娘拉致容疑事案	アベック拉致容疑事案 (新潟)
	魚本(旧姓:安部)公博	キム セ ホ 金 世 鎬	辛 光 洙	キム キルク 金 吉旭	通称 キム・ミョンスク	通称 チェ・スンチョル
被疑者						
国際手配年月	平成14年10月	平成15年1月	平成14年9月(原さんへの成替容疑) 平成18年3月(地村夫妻拉致容疑) 平成18年4月(原さん拉致容疑)	平成18年4月	平成18年11月	平成18年3月
事案(事件)名	アベック拉致容疑事案(新潟)		姉弟拉致容疑事案	欧州における日本人男性拉致容疑事案		
	通称 ハン・クムニョン	通称 キム・ナムジン	ホンスヘ 洪寿恵こと木下陽子	森順子	若林(旧姓:黒田)佐喜子	
被疑者						
国際手配年月	平成19年2月	平成19年2月	平成19年4月	平成19年7月	平成19年7月	

② 北朝鮮による主なテロ事件

北朝鮮は、朝鮮戦争以降、南北軍事境界線を挟んで韓国と軍事的に対峙^じしており、これまで、韓国に対するテロ活動の一環として、工作員等によるテロ事件を世界各地で引き起こしている。中でも、昭和62年に発生した大韓航空機爆破事件は、日本人を装った工作員により敢行された。

注：警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者は、平成26年4月1日現在、860人である。

2 国際テロ対策

我が国では、平成28年にサミットが、32年に2020年オリンピック・パラリンピック東京大会が、それぞれ開催される予定であるが、こうした国際的な行事は、テロの格好の攻撃対象になり得ることから、厳しい国際テロ情勢に鑑み、国際テロ対策を強化していく必要がある。

(1) テロの未然防止対策の推進

① 情報収集と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報を収集して的確に分析することが不可欠である。また、テロは極めて秘匿性の高い行為であり、収集される関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に外国治安情報機関等との連携を一層緊密化するなど、情報の収集・分析を強化しているほか、その総合的な分析結果を、重要施設の警戒警備等の諸対策に活用している。

② 爆発物の原料となり得る化学物質の適正管理の推進

爆発物の原料となり得る化学物質については、薬局、ホームセンター等の店舗における購入やインターネットを利用した購入が可能なる状況にあり、近年、我が国においても、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が発生している。

このため、警察は、これらの化学物質の販売事業者に対して個別訪問を行い、販売時における本人確認の徹底、盗難防止等の保管管理の強化を要請するほか、事業者とのロールプレイング型訓練を通じて不審な購入者に関する通報を促進するなどして、爆弾テロの未然防止を図っている。



警察とドラッグストア従業員とのロールプレイング型訓練

③ 核物質、特定病原体等の防護対策の強化

NBCテロ^(注)の発生を未然に防止するため、警察では、核物質や特定病原体等を取り扱う事業所等に警察庁職員が定期的に立入検査を行うなどして、事業者の講じる防護措置や盗難防止措置が適正なものとなるよう指導している。

④ 重要施設の警戒警備

警察では、近年の厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、首相官邸、空港、原子力関連施設、米国関係施設等の重要施設や鉄道等の公共交通機関の警戒警備を強化している。



首相官邸における警戒



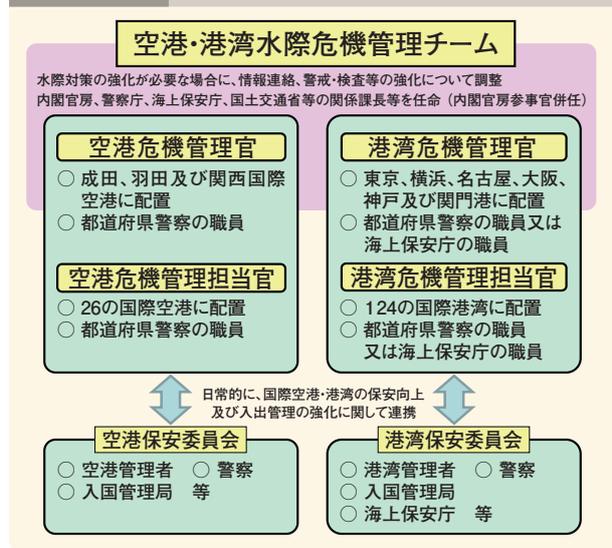
鉄道における警戒

注：N (Nuclear：核) B (Biological：生物) C (Chemical：化学) 物質を使用したテロの総称

⑤ 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国で、テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。政府は、平成16年1月、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置して、関係機関が行う水際対策の強化の調整を図っている。また、国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理（担当）官が置かれ、関係機関の連携の下で、具体的な事案を想定した訓練の実施や施設警備に係る改善等に成果を上げている。

図表6-6 空港・港湾における水際対策・危機管理体制



(2) テロへの対処体制の強化

① テロ対処部隊の充実強化

警察では、テロが万一発生した場合に備え、特殊部隊（SAT）、銃器対策部隊、NBCテロ対応専門部隊等の各種部隊を設置し、その充実強化を図っている。また、有事の際に迅速的確な対処を可能とするため、関係機関と連携して、日々訓練を実施している。

図表6-7 テロ対処部隊の概要

<p>特殊部隊 (SAT : Special Assault Team) 約300人</p> <p>体制 8都道府県警察(北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄)に設置</p> <p>任務 ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件、銃器等の武器を使用した事件等に出勤し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、被疑者を制圧・検挙する。</p> <p>装備 サブマシンガン、ライフル銃、自動小銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等</p> <p>SATの訓練</p>	
<p>銃器対策部隊 約1,900人</p> <p>体制 各都道府県警察の機動隊に設置</p> <p>任務 銃器等を使用した事案への対処を主たる任務とし、原子力関連施設の警戒警備にも当たっている。また、重大事案発生時には、SATが到着するまでの第一次的な対処に当たるとともに、SATの到着後は、その支援に当たる。</p> <p>装備 サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣、防弾帽、防弾盾等</p> <p>銃器対策部隊の訓練</p>	
<p>NBCテロ対応専門部隊 約200人</p> <p>体制 9都道府県警察(北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡)に設置</p> <p>任務 NBCテロが発生した場合に迅速に出勤して、関係機関と連携を図りながら、原因物質の検知・除去、被害者の救出救助、避難誘導等に当たる。</p> <p>装備 NBCテロ対策車、化学防護服、生化学防護服、生物・化学剤検知器等</p> <p>NBCテロ対応専門部隊の訓練</p>	
<p>爆発物処理班 約1,200人</p> <p>体制 各都道府県警察の機動隊に設置</p> <p>任務 爆発物使用事案の発生に際し、迅速的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発による被害の発生を防止するとともに、証拠を保全する。</p> <p>装備 X線透視装置、マジックハンド、爆発物収納筒、防護服、防爆盾等</p> <p>爆発物処理班の訓練</p>	

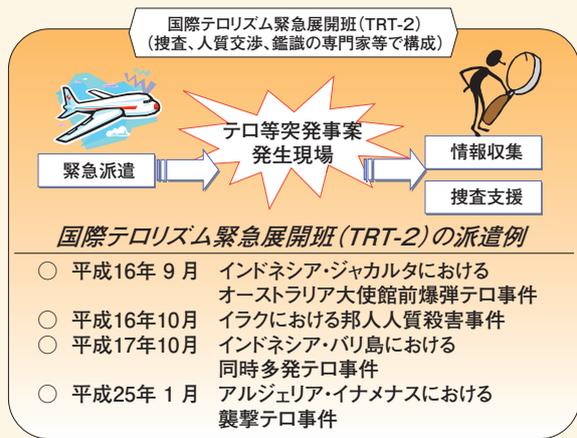
② スカイ・マーシャルの運用

航空機がハイジャックされて自爆テロに用いられないようにするため、警察では、国土交通省等の関係機関や航空会社と緊密に連携して、平成16年12月から警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。

③ 国際テロリズム緊急展開班 (TRT-2^(注1)) の派遣

警察では、国外で邦人や我が国の権益に係る重大テロ事件が発生した際に、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援を任務とするTRT-2を派遣している。

図表6-8 TRT-2の概要



コラム ① TRT-2の充実強化

平成25年2月、政府は、在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する検証委員会検証報告書を発表した。同報告書で、同事件におけるTRT-2の活動は一定の評価を受けたものの、TRT-2による情報収集活動の更なる強化に向けた措置の必要性等が指摘された。そこで、警察では、TRT-2要員に対する数次旅券の手配等迅速な派遣のための準備、派遣地域の言語や情勢に通じた要員の確保・養成、外事特殊事案対策官の新設等による指揮体制の強化等を行ったほか、全国のTRT-2要員が参加する訓練等を実施し、TRT-2の事態対処能力の向上を図った。同年12月に閣議決定された「『世界一安全な日本』創造戦略」^(注2)においても、政府が推進していくべき施策としてTRT-2の充実強化が挙げられており、警察では、今後も、TRT-2の充実強化に向けた取組を着実に進めていくこととしている。

④ 自衛隊との共同訓練の推進

警察では、平素から防衛省・自衛隊と連携し緊密な情報交換を行うとともに、重大テロ等が発生した場合に備えた対処体制の強化を図っている。12年以降、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁(当時)・自衛隊との間で協定等を締結し、都道府県警察が、それぞれ対応する陸上自衛隊の師団等との間で、共同図上訓練及び共同実動訓練を実施している。

このほか、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)に基づいて行われる訓練への参加を通じて、関係機関との連携強化に努めるとともに、武力攻撃事態等^(注3)及び緊急対処事態^(注4)における被災情報等の収集、住民の避難要領等について習熟するよう努めている。



自衛隊との共同訓練

注1 : Terrorism Response Team - Tactical Wing for Overseasの略

2 : 210頁参照

3 : 武力攻撃事態(武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態)及び武力攻撃予測事態(武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態)

4 : 武力攻撃に準ずる手段により多数の人を殺傷する行為が発生した場合又は発生する危険性が明白であると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することが必要なもの

コラム ②原子力関連施設におけるテロ対策

(1) 福島第一原子力発電所事故の教訓

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故においては、冷却機能の喪失等により原子炉が管理不能の状態に陥り、放射性物質等が外部に放出されるなど、原子力関連施設のぜい弱性を露呈した。こうした事態は、自然災害のみならずテロリスト等による妨害破壊活動によっても発生することが懸念される。

(2) テロ対策の推進

① テロ関連情報の収集・分析

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、外国治安情報機関等との緊密な情報交換、関係省庁との連携による水際対策、不審人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施している。

② 原子力関連施設における警戒警備

平成13年9月の米国同時多発テロ事件発生以降、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両等を装備した銃器対策部隊が、24時間体制で原子力関連施設の警戒警備に当たっている。また、東日本大震災を受け、警戒警備に従事する警察官を増員するとともに、警戒要領を見直し、装備資機材を整備・拡充して、原子力関連施設の警戒警備を一層強化している。

さらに、警察力だけでは対応することができないと認められる事案が発生した場合には、警察と自衛隊が共同で事案に対処することとなるため、自衛隊等との間で、事案に対処するための共同訓練を実施している。

23年11月、政府は、原子力発電所等に対するテロを現実の脅威として再認識し、その未然防止に取り組むことを決定した。その中で、警察庁、海上保安庁、防衛省等の関係省庁による継続的な連携強化が示された。これを受けて、24年6月の愛媛県警察を皮切りに、25年11月には北海道警察及び福井県等北陸三県警察がそれぞれ原子力発電所の敷地を利用して自衛隊との共同実動訓練を実施した。また、25年5月、福島県警察等は、福島第一原子力発電所に対するテロを想定し、福島第二原子力発電所の敷地を利用して海上保安庁との原発テロ対処合同訓練を実施した。このほか、爆発物使用事案及びNBCテロ事案への対処に係る装備資機材を整備・拡充し、テロ対処能力の更なる強化を図っている。

③ 警察庁職員による立入検査

原子力事業者との間では、警察庁職員が事業所等に定期的に立入検査を行うとともに、治安当局の立場から自主警戒に関する指導を行うことなどにより、事業者が定める核物質防護規定が実効あるものとなるよう努めている。



原子力関連施設の警戒



原子力発電所敷地を利用した自衛隊との共同実動訓練



海上保安庁との共同実動訓練の状況

第2節

外事情勢と対策

1 対日有害活動の動向と対策

(1) 北朝鮮の動向

① 「新たな並進路線」の下での軍事力強化

平成25年中、北朝鮮は、指導者としての経験に乏しい金正恩国防委員会第一委員長（以下「第一委員長」という。）の求心力を高めるため、故金日成主席及び故金正日国防委員会長の威光を利用した宣伝・扇動を展開した。

同年3月には、朝鮮労働党中央委員会2013年3月全員会議において、「経済建設」と「核武力建設」を並行して推進する「新たな並進路線」に関する決定書を満場一致で採択したほか、「核武力」について質的・量的に拡大・強化するとの方針を明らかにし、経済的な発展を目指しながら軍事力を強化する方針を示した。

また、北朝鮮は「祖国解放戦争勝利60周年」（同年7月27日）や「共和国創建65周年」（同年9月9日）に際して閱兵式を開催し、軍事優先の方針を維持していることを内外にアピールした。



閱兵式で観覧者に答礼する金正恩第一委員長（時事）

② 対外姿勢の変遷等

北朝鮮は、同年2月12日に3回目の核実験が成功したことを内外に発表し、同年4月には寧辺の黒鉛減速炉を再稼働する方針を明らかにした。また、同年1月から同年3月にかけては、国際連合安全保障理事会が採択した制裁決議や米韓合同軍事演習に反発して「朝鮮停戦協定を完全に白紙化する」旨を発表するとともに、同年4月には韓国との共同事業である開城工業団地から北朝鮮側の従業員を撤収させるなど、軍事行動の可能性を示唆することで、朝鮮半島の緊張状態を高めた。

しかし、同年5月以降は、それまで発していた政府機関による挑発的な内容の声明等を抑制するなど、緊張状態を緩和するような動向が見られた。さらに、同年6月に米国に対して高官級会談の開催を提案したほか、韓国との協議を重ね、同年9月には開城工業団地の操業を再開させるなど、挑発的な姿勢から対話を呼び掛ける姿勢に転じた。

一方、北朝鮮は、同年10月には国防委員会報道官声明により軍事的衝突をちらつかせながら米国に敵視政策の撤回を要求するなどしている。

同年12月には、金正恩第一委員長の後見人とされていた張成沢党行政部長を粛清し、今後、金正恩第一委員長の意向が強く反映された形での政権運営を加速させる可能性がある。

③ 我が国に対する牽制等

北朝鮮は、25年中、国営メディア等を通じ、我が国の安倍首相を名指しで批判するなど、戦争中の「犯罪」に対する補償や謝罪といった「過去の清算」を繰り返して要求した。また、同年2月の北朝鮮による3回目の核実験を受け、我が国政府が更なる対北朝鮮措置を決めたことについて、「朝日関係にも重大な禍根を残すことになる」と非難した。26年3月には、我が国のほぼ全域を射程に入れる「ノドン」とみられる中距離弾道ミサイルを2発発射するなど、我が国に対する牽制を行っている。

④ 各界関係者に対する働き掛け等

朝鮮総聯^{れん}（注1）中央本部の土地及び建物に対する競売手続が進むなど、朝鮮総聯を取り巻く環境は厳しくなる一方であるが、そのような状況においても、朝鮮総聯は、各種行事に国会議員、地方議員、著名人等を招待し、朝鮮総聯の活動に対する支援等を働き掛けるなど、引き続き我が国の各界各層に対して工作を展開している。25年中には、朝鮮学校に対する我が国政府の施策の不当性を訴える街頭宣伝や高校授業料無償化に関する中央省庁への要請活動等、親朝世論の醸成に向けた取組を展開した。

警察では、北朝鮮や朝鮮総聯による工作に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしており、最近では、同年1月に、北朝鮮工作員による著作権法違反事件を検挙している。

（2）中国の動向

① 中国国内の情勢

平成25年3月、第12期全国人民代表大会第1回会議で、国家主席に習近平^{しゅうきんぺい}総書記が選出された。これにより習近平総書記は、党（中国共産党総書記）・軍（党中央軍事委員会主席）・国家（国家主席）の三権を掌握し、名実ともに中国の最高指導者となった。

国内では、中国共産党幹部の腐敗や都市部と農村部の所得格差に加え、環境汚染、土地の収用、家屋立ち退き等、様々な問題に関する国民の不満が表面化し、各地で民衆の暴動が頻発した。また、中国治安当局とウイグル族との衝突が発生し、多数の死傷者を出すなど、少数民族問題も大きな問題となっている。これら中国が抱える社会の不安定要素は、中国共産党の指導基盤の安定にも影響を与えるおそれがある。

同年中に収賄罪等の汚職で摘発された公務員が5万人を超えるなど、国内では汚職問題も深刻化しており、習近平総書記が中国共産党中央紀律検査委員会全体会議で「党と国家が永遠に生氣と活力を保てるか否かに及ぼす大問題」と危機感を示すなど、腐敗撲滅が中国における大きな課題となっている。

同年11月に開催された中国共産党第18期中央委員会第三回全体会議（三中全会）において、習近平指導部は、減速傾向にある経済成長を維持するため様々な改革案を示したが、改革に対する既得権益層の強い抵抗が予想され、改革案が実行に移されるかどうかは不透明である。また、三中全会で、習近平総書記は、改革全体を指揮する「全面深化改革領導小組」や、国家の安全体制及び戦略の整備等を目的とする「中央国家安全委員会^{（注2）}」の設置を決定し、総書記自らトップに就任するなど、権力の集中化を図っているとみられる。

外交面では、急伸する経済力及び軍事力を背景に世界各国において存在感を増し、南シナ海では海洋権益をめぐる周辺諸国との摩擦が生じている。我が国との関係では、尖閣諸島に関する独自の主張に基づき、強硬姿勢を示した。



武装警察と衝突するウイグル族（共同通信社）

注1：正式名称を在日朝鮮人総聯合会という。

注2：平成26年1月、中国は正式名称を「中央国家安全委員会」と決定した。

軍事面では、同年3月、同年の予算案の国防費が7,202億元（前年比10.7%増加）になると発表した。同国の国防費は、過去10年間で約4倍に増加しており、米国に次ぐ世界第2位となっている。また、24年に就役した中国初の空母「遼寧」の遠洋航行を実施したほか、レーダーで捕捉しにくい次世代ステルス戦闘機や大陸間弾道ミサイルの開発を行うなど、軍備の拡充を図った。

② 我が国との関係を巡る動向

24年9月、日本政府が尖閣諸島の一部の島について所有権を取得して以降、尖閣諸島周辺海域で中国公船の出現が常態化するとともに、我が国の領海に侵入する事案が度々発生し、緊迫した事態が続いている。警察では、尖閣諸島周辺海域において、関係省庁と連携しつつ、情勢に応じて部隊を編成するなどして、不測の事態に備えている。

また、中国は、25年11月、尖閣諸島の領空をあたかも「中国の領空」であるかのような形で含む「東シナ海防空識別区」を設定したと発表し日中間に新たな緊張を生じさせ、同年12月には、安倍首相の靖国神社参拝を激しく批判した上で、日本との首脳会談に応じない考えを表明した。

③ 我が国に対する工作

中国は、我が国において、先端技術保有企業、防衛関連企業、大学、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣し、先端技術に関する情報収集活動を行っており、その情報収集の対象は、環境、食料、医療等に拡大しているとみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることがないように、こうした工作に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

(3) ロシアの動向

ウクライナでは、親ロシア派のヤヌコーヴィチ政権がEUとの連合協定の署名を見送ったことを受けて同政権の退陣を求める運動が激化し、平成26年2月に同政権が事実上崩壊すると、同年3月、プーチン大統領は、ウクライナから「クリミア共和国」として独立を宣言した地域のロシアへの「編入」を表明した。

日露関係については、25年4月に、安倍首相が日本の首相として10年ぶりにロシアを公式訪問し、プーチン大統領とクレムリンで首脳会談を行った。会談では、戦後67年を経て日露間で平和条約が存在しないことは異常であるとし、「平和条約問題の双方に受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させる」との指示を与えることで一致した。また、同年11月には、日露両政府は、初の日露外務・防衛閣僚協議を開催し、今後、テロ・海賊対処や防衛交流等で協力を進めることで一致した。

近年のロシア情報機関の活動をみると、同年7月、ドイツ裁判所は、国内において23年間にわたり、ロシアのスパイとして活動していた夫婦に禁固刑を言い渡した。世界各地において、こうしたロシア情報機関の関与が疑われるスパイ事件が摘発されており、依然として活発に活動している実態が明らかとなっている。また、我が国でもロシア情報機関は活発に情報収集を行っており、警察では、ソ連崩壊以降、これまでに8件の違法行為を摘発している。警察としては、ロシアの違法な情報収集活動により我が国の国益が損なわれることのないよう、今後も厳正な取締りを行うこととしている。



中国初の空母「遼寧」(新華社=共同)



尖閣領海内に入った中国海警局公船(共同通信社)

2 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等の取締り

(1) 大量破壊兵器関連物資等の不拡散についての国際的な取組

平成25年6月のロック・アーン・サミットでは、大量破壊兵器等の拡散に関し、「大量破壊兵器及びそれらの運搬手段の拡散の防止は最優先事項である」、「(大量破壊兵器等の) 拡散は、国際的平和と安全に対する大きな脅威である」などとする声明が採択された。また、同年7月には、IAEA（国際原子力機関）の主催で核セキュリティに関する初めての閣僚級会合である「IAEA核セキュリティ国際会議」が、オーストリアで開催された。同会合には、我が国を含む34か国から閣僚レベルが出席し、「核セキュリティ関連活動等における全てのIAEA加盟国の関与の必要性を強調する」、「自発的に高濃縮ウランの使用を更に最小化し、低濃縮ウランを使用することを奨励する」ことなどを内容とする閣僚宣言が採択された。



PSI阻止訓練における容器物資の検査

警察では、大量破壊兵器関連物資等の拡散が国際社会における安全保障上の重大な脅威となっていることを踏まえ、各国が主催するPSI^(注)阻止訓練に都道府県警察のNBCテロ対応専門部隊を派遣するなど、国際的な取組にも積極的に参加している。

(2) 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締り

警察では、我が国からの大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを積極的に推進しており、平成25年12月までに、不正輸出事件を30件検挙している（うち25年中は1件）。

また、これまで検挙した事件において、第三国を経由した迂回輸出や摘発逃れを目的とした輸出名義人の偽装等の実態が確認されるなど、犯罪の手口が今後更に悪質・巧妙化していくことが懸念されており、警察では、国内外の関係機関との緊密な連携等を通じて、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを更に徹底することとしている。

(3) 対北朝鮮措置に関係する違法行為の取締り

警察では、対北朝鮮措置に関係する違法行為に対し、徹底した取締りに努めており、平成25年12月までに、計30件検挙している（うち25年中は5件）。

事例 Case

貿易会社経営者（62）は、21年6月18日から北朝鮮を仕向地とした全ての貨物の輸出禁止措置がとられていたにもかかわらず、24年6月、ニット生地（総額約170万円相当）を、経済産業大臣の承認を受けずに、中国を経由して北朝鮮に輸出した。25年2月、同経営者を外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸出）等で逮捕した（大阪）。

注：Proliferation Security Initiative（拡散に対する安全保障構想）の略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組のことで、102か国（平成25年12月末日現在）がPSIの基本原則や目的に対する支持を表明している。

1 オウム真理教の動向と対策

(1) オウム真理教の動向

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を強調する主流派（「Aleph（アレフ）」）と松本の影響力がないかのように装う上祐派（「ひかりの輪」）を中心に活動している。

主流派は、依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、肖像写真等を拠点施設の祭壇等に飾るなど、同人への絶対的帰依を強調する「原点回帰」路線を強めている。

一方、上祐派は、同派のウェブサイトにも旧教団時代の反省・総括の概要を掲載して、「松本からの脱却」を強調するなど、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、著名人との対談やマスコミ取材を積極的に受け入れるなどし、「開かれた教団」のアピールに努めているが、依然として、松本及び同人の説く教団の教義を基盤としているものと認められる。同派は、今後も無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく観察処分の適用回避に全力を挙げるものとみられる。

(2) オウム真理教対策の推進

平成24年に全てのオウム真理教関係警察庁指定特別手配被疑者を逮捕し、これまで全国警察を挙げて推進してきた追跡捜査が終了した。

26年1月には平田信の裁判が開始され、同年3月7日、東京地方裁判所は、逮捕監禁罪等で平田信に懲役9年の実刑判決を言い渡した。

警察は、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進しており、25年2月、公安調査庁職員に対する公務執行妨害事件で主流派出家信者2人を検挙した。また、教団施設周辺の地域住民や関係する地方公共団体からの要望を踏まえ、地域住民の平穏な生活を守るため、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施しているほか、地下鉄サリン事件等教団による一連の凶悪事件に対する記憶の風化を防止するとともに、教団の現状について適切な理解を得るため、各種機会を通じ、教団の現状について広報活動を行っている。さらに、教団の組織的違法行為に対する検挙や警戒活動等教団に対する警察の取組について、住民や地方公共団体等に対して積極的に情報を発信している。

図表6-9 オウム真理教の拠点施設等
(平成25年12月31日現在)



オウム真理教拠点施設の捜索状況

2 極左暴力集団の動向と対策

(1) 極左暴力集団の動向

暴力革命による共産主義社会の実現を目指している極左暴力集団は、平成25年中も、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性・党派性を隠して大衆運動や労働運動に取り組んだ。

革マル派^(注1)は、同年2月、結成50周年を迎え、都内で記念集会を開催した。また、安倍政権が進める諸施策に反対し「政権打倒」等と主張した独自の取組を行うとともに、反戦・反基地、反原発等を訴える集会やデモ等に参加し、同調者の獲得を図った。一方、革マル派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）及び東日本旅客鉄道労働組合（JR東労組）は、JR東労組の組合員らによる組合脱退及び退職強要事件^(注2)について、刑事裁判の終結後も、同事件を「国策弾圧」、「えん罪」と主張し続けた。

中核派（党中央）^(注3)は、結成50周年を記念し、同年12月、革共同50年史として、これまでの活動を取りまとめた書籍を刊行した。また、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持した。このほか、「すべての原発いまずぐなくそう！全国会議」（な全）は、全国組織化に向け、首都圏を中心に各地で「な全」の結成を進めた。一方、19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、反戦・反基地、反原発を訴える集会やデモ等に積極的に参加した。

革労協主流派^(注4)は、成田闘争を重点に取り組んだ。一方、革労協反主流派^(注5)は、自衛隊の海外派遣やオスプレイ追加配備等を捉えて反戦闘争に取り組み、25年11月には、在日米軍横田飛行場に向けた飛翔弾発射事件を引き起こした。また、電源開発大間原子力発電所の建設や四国電力伊方発電所の再稼動に反対して現地でデモに取り組んだ。



反原発運動に取り組む極左暴力集団（6月、東京）



成田闘争に取り組む極左暴力集団（10月、千葉）

(2) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査及び非公然アジト発見に向けたマンション、アパート等に対するローラーを推進するとともに、これらの活動に対する理解と協力を得るため、ポスター等の各種広報媒体を活用した広報活動を推進している。

平成25年中には、革マル派の非公然アジト2か所を摘発するとともに、革労協反主流派最高幹部を含む極左暴力集団の活動家ら合計36人を検挙した。

注1：正式名称を日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派という。

2：平成13年1月21日から同年6月30日頃にかけて、JR東労組の組合員である被疑者7人が、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）大宮支社浦和電車区事務所等において、他の労働組合の組合員と行動を共にするなどしたJR東労組の組合員を集団で脅迫し、同組合から脱退させ、さらに、JR東日本から退職させた強要事件。なお、本件については、24年2月6日、最高裁が上告棄却を決定し、被告人7人の有罪が確定

3：正式名称を革命的共産主義者同盟全国委員会という。

4：正式名称を革命的労働者協会（社会党社青同解放派）という。

5：正式名称を革命的労働者協会（解放派）という。

3 右翼の動向と対策

(1) 右翼の動向

① 批判活動の展開

右翼は、平成25年中、日本政府の政策、領土問題等を捉え、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだ。

中国をめぐるのは、同年1月、東シナ海の公海上において、中国海軍艦艇が海上自衛隊護衛艦に対し、火器管制レーダーを照射したことや、中国公船が尖閣諸島周辺の領海に侵入していることを捉えた活動を行った。北朝鮮をめぐるのは、同年2月、北朝鮮が核実験を強行したことや、同年5月、朝鮮半島東岸から日本海に向けて短距離ミサイルを発射したことを捉えた活動を、韓国をめぐるのは、朴槿恵韓国大統領の竹島問題、歴史認識問題等に関する発言や、同年8月、韓国国会議員が竹島に上陸したことを捉えた活動を、ロシアをめぐるのは、北方領土問題等を捉えた活動をそれぞれ行い、関係国、日本政府等を批判した。

右翼が上記の街頭宣伝活動等に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、図表6-10のとおりである。



右翼の抗議行動（8月、東京）

図表6-10 右翼による街頭宣伝活動等に伴う動員数（平成25年）

	動員団体数(団体)	動員人数(人)	動員街頭宣伝車数(台)
政府批判	約 1,050	約 2,540	約 680
中国関連	約 1,970	約 5,300	約 1,620
北朝鮮関連	約 920	約 2,490	約 820
韓国関連	約 2,240	約 5,710	約 1,930
ロシア関連	北方領土の日(2月7日)	約 160	約 380
	「反ロデー」(8月9日)	約 190	約 710

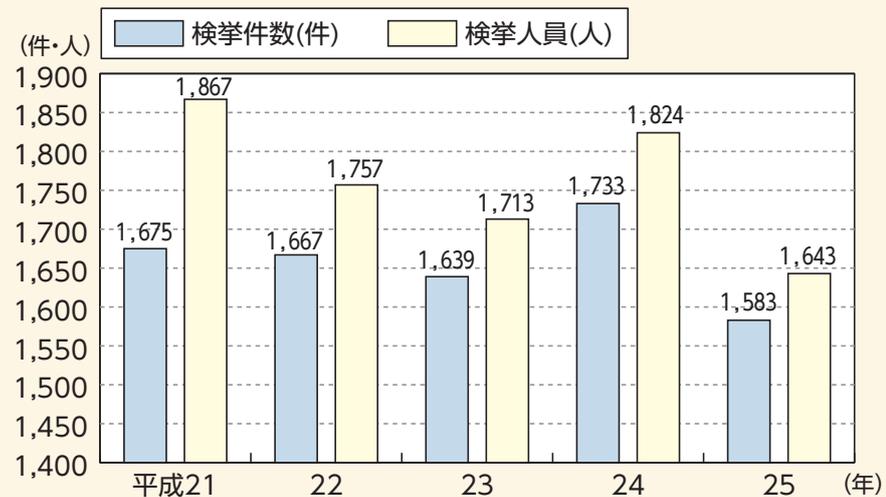
注：数値は延べ数

② 右翼関係事件の状況

25年中は、オウム真理教主流派（「Aleph（アレフ）」）の拠点施設（足立入谷施設）に街頭宣伝車で突入し、同施設の建物等を損壊した「テロ、ゲリラ」事件（11月、警視庁）が発生し、右翼団体代表1人を逮捕した。

近年の右翼による違法行為の検挙状況の推移は、図表6-11のとおりである。

図表6-11 右翼関係事件の検挙状況の推移（平成21～25年）



このうち、右翼運動に伴う事件^(注)の検挙状況、右翼による恐喝事件や詐欺事件等の資金獲得を目的とした事件の検挙状況、右翼及びその周辺者からの銃器押収状況は図表6-12のとおりである。

注：右翼が街頭宣伝活動、抗議活動等を行う過程で引き起こした事件

図表6-12 右翼運動に伴う事件の検挙状況等（平成25年）

右翼運動に伴う事件の検挙状況	検挙件数(件)	148	(全右翼関係事件検挙件数に占める割合 9.3%)
	検挙人員(人)	185	(全右翼関係事件検挙人員に占める割合 11.3%)
資金獲得を目的とした事件の検挙状況	検挙件数(件)	289	(全右翼関係事件検挙件数に占める割合 42.9%(道路交通法を除く))
	検挙人員(人)	323	(全右翼関係事件検挙人員に占める割合 44.0%(道路交通法を除く))
右翼及びその周辺者からの銃器押収状況	25年中の押収(丁)	4	(前年比 -4丁)
	過去5年間の押収(丁)	30	(暴力団と関係を有する者からの押収 17丁)

(2) 右翼対策の推進

① テロ等重大事件の未然防止に向けた違法行為の検挙

警察では、右翼によるテロ等重大事件の未然防止を図るため、銃器犯罪や資金獲得を目的とした犯罪を中心に、様々な法令を適用して違法行為の徹底検挙に努めている。

事例

Case

政治団体代表（57）らは、不正の利益を得る目的で、有料衛星放送の契約者以外の者が同放送を視聴することができるように電磁的記録が改変されたB-CASカードを他人に譲渡した。平成25年5月末までに不正競争防止法違反で3人を逮捕した（宮城）。

② 街頭宣伝車対策の推進

警察では、右翼が街頭宣伝車を用いて行う活動のうち、国民の平穏な生活に影響を及ぼす悪質なものについては、様々な法令を適用して徹底した取締りに努めている。

図表6-13 街頭宣伝活動に対する取締り状況（平成25年）

	件数(件)	人員(人)
静穏保持法違反による検挙	1	3
暴騒音条例違反による検挙	1	2
暴騒音条例に基づく停止・中止命令	95	
暴騒音条例に基づく勧告	238	
暴騒音条例に基づく立入	11	
名誉毀損、職務強要等による検挙	25	27



街頭宣伝活動に対する取締り状況

コラム ③ 右派系市民グループの動向

平成25年中は、極端な民族主義・排外主義的主張に基づく活動を行っているいわゆる右派系市民グループが、韓国や北朝鮮との問題等を捉えた徒歩デモや街頭宣伝活動等に各地で取り組んだ。

また、こうした右派系市民グループの活動に対して抗議する反対勢力が出現し、一部の参加者の過激な言動を、いわゆるヘイトスピーチであると批判するなどして、抗議行動に取り組んだ。

双方の間で対立が激化する中で、トラブルが多発するようになり、同年6月に東京都内で行われたデモに際しては、右派系市民グループ4人及び反対勢力4人の合計8人が暴行事件で逮捕されるなど、その対立は、刑事事件にまで発展している。

警察では、必要な警備を実施するとともに違法行為を認知した際には厳正に対処していくこととしている。

4 日本共産党等の動向

(1) 日本共産党の動向

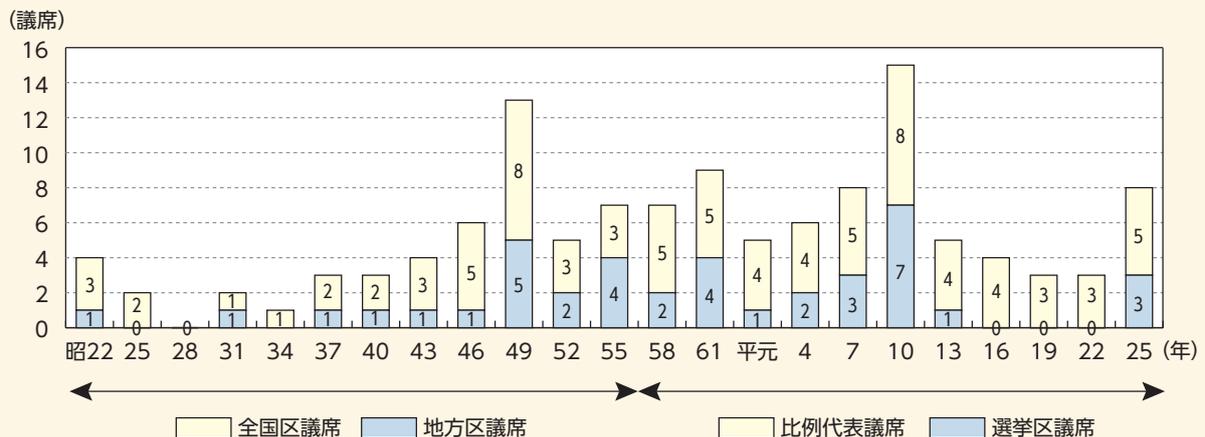
① 第23回参議院議員通常選挙の結果

日本共産党は、平成25年7月の第23回参議院議員通常選挙で、「比例代表で5議席絶対確保」、「650万票以上の得票」の目標を掲げ、沖縄選挙区を除く選挙区に46人、比例代表に17人の公認候補を擁立した。

結果は、改選前3議席（いずれも比例代表）から、選挙区で3議席（東京、京都及び大阪）、比例代表で5議席の合計8議席を獲得し、非改選と合わせると11議席となった。とりわけ、選挙区に関しては、東京では12年ぶり、京都、大阪では15年ぶりに議席を回復した。

日本共産党は、同年9月の第8回中央委員会総会（以下「8中総」という。）で、「二大政党づくり」の動きや「第三極」の動きが廃れて「自共対決」の構図が鮮明になるという客観的条件も議席の増加に有利に働いたとの認識を示す一方、「今回の躍進は、私たちの実力以上の結果であるということ」を、リアルに直視する必要がある」と総括した。

図表6-14 参議院議員通常選挙における日本共産党の獲得議席の増減



② 「第26回党大会成功・党勢拡大大運動」の取組

日本共産党は、8中総で提起した「第26回党大会成功・党勢拡大大運動」に取り組んだ結果、期限である平成26年1月末までに約6,300人の新入党员と約1万3,000人の「しんぶん赤旗」読者を獲得したと公表した。また、26年1月の第26回党大会では、同年1月1日現在の党员数は約30万5,000人、「しんぶん赤旗」読者数は124万1,000人であることを公表した。

(2) 日本民主青年同盟の動向

日本民主青年同盟は、平成25年11月、東京都内で第37回全国大会を開催し、24年11月の第36回全国大会後の1年間で870人の同盟員を迎え、570人の機関紙読者を増やしたことを明らかにした。

第37回全国大会には、日本共産党から山下芳生書記局長代行が出席して挨拶し、同党が、25年10月、「労働者の保護の強化を図るため」との理由で、「労働基準法等の一部を改正する法律案」を国会に提出したことを挙げ、「その背景には、雇用問題で社会にアピールしてきたみなさんの運動があります。民青と日本共産党にとって文字通りの「出番の時代」が始まったことに確信をもとう」などと呼び掛けた。

5 大衆運動の動向

(1) 原子力政策をめぐる動向

原子力発電所の再稼働等を捉え、全国各地で反対集会、デモ等が行われた。毎週金曜日の首相官邸前における抗議行動と同抗議行動に連帯する取組が各地で継続されたほか、都内では、「NO NUKES DAY」と題して、反対集会、デモ及び国会議事堂周辺での抗議が行われた（平成25年6月2日延べ8万5,000人、同年10月13日延べ4万人（いずれも主催者発表））。



NO NUKES DAY（6月、東京）（共同通信社）

(2) 反戦・反基地運動

オスプレイの追加配備等を捉え、各地で抗議行動が行われた。沖縄県の普天間飛行場野嵩ゲート前における抗議行動に関連して、平成25年8月に公務執行妨害罪で1人、同年9月に刑事特別法^(注)違反で1人をそれぞれ逮捕した。また、普天間飛行場の名護市辺野古移設に関し、県知事の公有水面埋立申請承認を捉え、沖縄県庁周辺で抗議が行われた（同年12月25日1,500人、27日2,000人（いずれも主催者発表））。



のだけ
野嵩ゲート前抗議行動（8月、沖縄）（共同通信社）

(3) 特定秘密の保護に関する法律をめぐる運動

特定秘密の保護に関する法律案をめぐり、平成25年10月下旬から全国各地で反対集会、デモ等が行われた。同法律案が参議院本会議で可決された同年12月6日には、日比谷野外大音楽堂で反対集会及びデモが行われ（主催者発表約1万5,000人）、国会議事堂周辺での抗議に関連して、公務執行妨害罪で2人を逮捕した。



特定秘密の保護に関する法律に対する抗議行動
（12月、東京）（時事）

(4) 国際会議等を捉えた反グローバリズム等の社会運動

平成25年6月開催のG8ロック・アーン・サミット（英国）では、反G8の英国人活動家ら約2,000人がデモを行った。また、国内の反グローバリズムを掲げる勢力等は、同月に横浜市で開催の第5回アフリカ開発会議（TICAD V）を、先進国や大企業のための会議と批判し、集会やデモを行った。



G8サミットでのデモ（6月、英国）（EPA=時事）

(5) 我が国の捕鯨を取り巻く国内外の動向

過激な環境保護団体「シー・シェパード（Sea Shepherd）」は、我が国の南極海調査捕鯨に対し、抗議船による捕鯨船等への体当たり等過激な妨害活動を行った。また、和歌山県太地町でのイルカ漁に対して、活動家多数を同町に派遣し、漁の中止を訴えて抗議活動を行った。

(6) 雇用問題を捉えた運動

全国労働組合総連合（全労連）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の改正反対や最低賃金の引上げ等を求める運動等に取り組んだほか、平成25年5月の第84回中央メーデーで「くらしと雇用」、「原発ゼロ」等のスローガンを掲げて集会、デモを行った。

注：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法

第4節

災害等への 対処と警備実施

1 自然災害等への対処

(1) 自然災害の発生状況と警察活動

平成25年中は、地震、大雨、台風、強風及び高潮により、死者・行方不明者76人、負傷者666人等の被害が発生した。21年から25年にかけての自然災害による主な被害状況は、図表6-15のとおりである。

図表6-15 自然災害による主な被害状況の推移(平成21~25年)

区分	年次	21	22	23	24	25
死者・行方不明者(人)		77	30	18,648	50	76
負傷者(人)		665	273	7,113	937	666
全壊又は半壊した住家(戸)		1,466	662	406,864	3,050	1,762
流失した住家(戸)		0	0	7	5	1
浸水した住家(戸)		25,803	13,216	64,337	34,493	36,564
損壊した道路(箇所)		2,359	1,361	7,666	2,419	2,843
崩れた山崖(箇所)		2,493	2,731	2,734	2,665	2,449

25年中は、梅雨前線の停滞等により7月には山口県及び島根県で、8月には秋田県、岩手県及び島根県で記録的な豪雨となり、河川の増水や土砂災害が発生した。また、台風第26号を始め、31個の台風が発生し、うち2個が日本に上陸、14個が接近した。これらの大雨、台風等の風水害により、死者68人、行方不明者8人等の被害が発生した。

ア 台風第26号

台風第26号は、大型で強い勢力のまま同年10月16日に暴風域を伴って関東地方沿岸に接近し、中国地方から北海道にかけての各地で土砂災害、河川の氾濫等が発生した。特に東京都大島町では、同月16日の朝までの24時間の降水量が800ミリを超える記録的な大雨となり、大規模な土砂災害が発生した。

この台風により、大島町を中心に、1都3県で死者41人、行方不明者4人等の被害が発生した。

関係都道府県警察では、被害情報の収集、被害者の救出救助等を実施した。

特に被害の大きかった大島町には、被害の発生が明らかになった同日16日以降、警視庁の特殊救助隊、機動隊等が派遣され、行方不明者の捜索活動や被災者の救出救助等を実施した。

イ 淡路島付近を震源とする地震

同年4月13日午前5時33分頃、兵庫県淡路島付近を震源とするマグニチュード6.3の地震が発生し、兵庫県淡路市で震度6弱、南あわじ市で震度5強を記録し、この地震により、負傷者35人等の被害が発生した。

兵庫県警察では、災害警備本部を設置し、最大時約2,250人体制で、被害情報の収集、警戒警ら等の活動に従事した。



警視庁特殊救助隊等による救出救助活動
(東京都大島町)



淡路島付近を震源とする地震の被害状況(兵庫)

(2) 東日本大震災への対応^(注)

東日本大震災による被害は、死者15,885人、行方不明者2,623人等に上っている。

これまでに、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察（以下「被災3県警察」という）に対し、全国から延べ約119万人の警察職員を派遣するとともに、全国警察からの特別出向等により警察官を緊急増員するなど、全国警察が一丸となって、警察活動を強力に推進している。

現在も、被災3県警察においては、福島県警察に対する応援派遣部隊約220人を含む、約4,060人体制で、仮設住宅の防犯活動、行方不明者の捜索活動、避難指示区域等における警戒警ら等を継続して推進している。



行方不明者の捜索状況（福島）

(3) 次なる大規模災害への備え

ア 危機管理体制の再構築

警察では、東日本大震災における反省、教訓を踏まえ、災害に係る危機管理体制を再構築するための取組を行っている。これまでに、災害警備本部の強化や業務継続計画の策定、バックアップ態勢の確保等に加え、各種災害警備訓練の実施、関係機関・事業者との協定締結等の施策を推進している。

イ 災害対処能力の向上のための取組

大規模災害発生時に被災地に派遣される警察災害派遣隊の中核となる広域緊急援助隊や緊急災害警備隊等の各部隊の対処能力向上を図るため、

- 各都道府県の地域特性を踏まえた訓練や自衛隊、消防等との合同訓練等の実施
- 災害対策用装備資機材の整備

等を推進している。

ウ 今後の災害対策の見直し

今後、首都直下地震や南海トラフ地震等に対処するための政府における各種対策や計画等を踏まえ、警察においても、業務継続計画、部隊派遣計画等の策定・見直し等を行うこととしている。



関係機関との合同訓練（愛知）



緊急出動用災害対策車



災害警備活動用バックホウ

災害対策用装備資機材の整備

注：数値はいずれも平成26年4月10日現在のもの

2 警備実施

(1) 警衛・警護警備

① 警衛警備

警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御身の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図っている。

平成25年中の国内での主な行幸啓は図表6-16、行啓は図表6-17のとおりである。海外へは、同年11月に天皇后両陛下が国際親善のためインドを御訪問になったほか、皇族方が合計16回御訪問等になった。



第64回全国植樹祭御臨場に伴う警衛（5月、鳥取）

図表6-16 主な行幸啓（平成25年）

天皇后両陛下	
4月	あんずの里御訪問等(長野) 主権回復・国際社会復帰を記念する式典御臨席(東京)
5月	第64回全国植樹祭御臨場(鳥取)
6月	第2回野口英世アフリカ賞授賞式及び記念晩餐会御臨席(神奈川) 第11回世界生物学的精神医学会国際会議開会式御臨席(京都) 地方事情御視察(大阪)
7月	東日本大震災被災地御訪問(岩手) 復興状況御聴取等(福島)
9月	第68回国民体育大会御臨場(東京)
10月	第33回全国豊かな海づくり大会御臨席(熊本)

図表6-17 主な行啓（平成25年）

皇太子同妃両陛下	
8月	東日本大震災被災地御訪問(宮城)
9月	東日本大震災被災地御訪問(福島)
10月	第13回全国障害者スポーツ大会御臨場(東京)
11月	東日本大震災被災地御訪問(岩手)
皇太子殿下	
5月	第24回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席(三重)
6月	第28回国民文化祭・やまなし2013御臨場(山梨)
7月	第49回献血運動推進全国大会御臨席(福岡)
	平成25年度全国高等学校総合体育大会御臨場等(大分、岡山)
8月	第16回日本ジャンボリー御臨場(山口)
10月	第16回全国農業担い手サミットinいしかわ御臨席(石川)
11月	第37回全国育樹祭御臨場(埼玉)

② 警護警備

警察では、テロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警護情勢の下、的確な警護警備に向けた取組を推進して要人の身の安全を確保している。

25年中の首相の海外訪問は図表6-18、主な外国要人の来日は図表6-19のとおりである。また、同年7月に施行された第23回参議院議員通常選挙では、多数の警護対象者が全国的に遊説活動を行った。

さらに、26年4月のオバマ・米国大統領の来日に伴い、所要の警護警備を行った。



参議院通常選挙に伴う警護警備（7月、福島）(時事)

図表6-18 首相の主な海外訪問（平成25年）

1月	東南アジア(ベトナム、タイ、インドネシア)
2月	米国
3月	モンゴル
4月	ロシア・中東(サウジアラビア、アラブ首長国連邦、トルコ)
5月	ミャンマー
6月	ポーランド・英国(G8サミット)・アイルランド
7月	東南アジア(マレーシア・シンガポール・フィリピン)
8月	中東(バーレーン、クウェート、ジブチ、カタール)
9月	ロシア(G20サミット)及びアルゼンチン(IOC総会)
10月	インドネシア(APEC)及びブルネイ(ASEAN) トルコ
11月	東南アジア(カンボジア、ラオス)

図表6-19 主な外国要人の来日（平成25年）

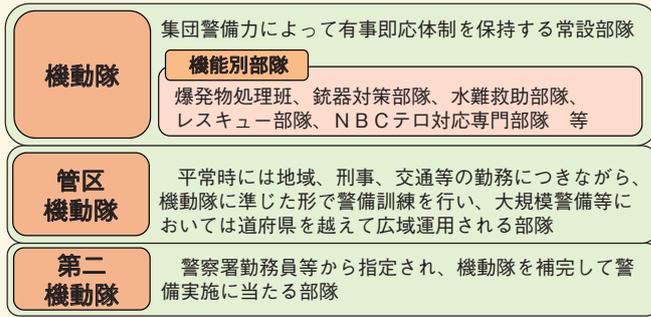
3月	ラージャパクサ・スリランカ大統領
4月	ペニャ・メキシコ大統領
5月	シン・インド首相
6月	オランダ・フランス大統領
9月	ベルディムハメドフ・トルクメニスタン大統領 アルタンホヤグ・モンゴル首相
10月	ラホイ・スペイン首相

(2) 機動隊の活動

① 機動隊の種類と機能

都道府県警察には、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊として機動隊が設置されているほか、管区機動隊、第二機動隊等が設置されており、また、各種警察事案に対応できるような機能別部隊が編成されている。

図表6-20 機動隊の概要



治安警備訓練

② 機動隊の任務と活動

機動隊は、危機管理のための集団警備力の中核として、各種の警備に当たっている。また、機能別部隊は、その専門能力を生かした人命救助活動や捜査活動等に従事している。

図表6-21 機動隊の活動



治安警備(デモ規制の状況)

(3) 雑踏警備

警察では、祭礼等の行事に際して多数の人が集まることにより事故が発生するおそれがある場合には、雑踏事故の未然防止を図るため、あらかじめ、行事の主催者や施設の管理者に対して必要な安全対策をとるよう要請しているほか、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、所要の雑踏警備を行っている。

図表6-22 雑踏警備に従事した警察官数の推移(平成21~25年)

区分	年次	21	22	23	24	25
出動警察官(千人)		514	505	447	488	511

また、平成13年7月に兵庫県明石市で発生した雑踏事故の教訓を踏まえ、雑踏事故対策に当たり遵守すべき基本的事項の再徹底や雑踏事故防止のための体制の確立に努めている。

コラム ④ 雑踏警備における効果的な現場広報活動

警視庁は、平成25年6月、2014FIFAワールドカップブラジル・アジア最終予選の開催に当たり、混雑が予想された渋谷駅前交差点周辺において、事前に歩行者に対する通行制限区域を設定した上で、雑踏警備を実施した。

本警備においては、「DJポリス」と称され注目を集めた機動隊員によるユーモアを交えたソフトな口調の現場広報活動等によつて的確な整理誘導が行われ、雑踏事故の未然防止が図られた。



渋谷周辺における雑踏警備

警察活動の最前線



まもるくん 安ちゃん 心ちゃん

機動隊員は第二の家族

愛媛県警察本部警備部機動隊

みつだ たくろう
光田 琢郎 巡査部長



私は機動隊の機能別部隊員として、水難救助、山岳警備救助、爆発物処理の活動に取り組んでいるほか、銃器対策部隊及びNBCテロ対策部隊の一員として、伊方原子力発電所の警戒警備にも従事しています。

それらの業務は多岐にわたるため、日頃から各種現場を想定した実戦的訓練を積み重ねていますが、私たちの出動する現場には、訓練で学ぶセオリーだけでは対応できないものも数多くあります。

これまで経験した現場のうち、最も過酷で危険を感じたものは、沢登り中に洞窟状の滝つぼに滑落し、宙吊りになっている登山者の救助活動でした。上方からの救出は、流れ落ちる水量が多い上、活動範囲が狭く、下方からの救出は、沢の傾斜がきつく、激流で足をすくわれるおそれがあったため、救出活動は困難を極めました。しかし、機動隊員が知恵を出し合い、一丸となって激流の流れを変えることで、滝つぼの上下にロープを張り、宙吊りの遭難者を救出することができました。

このような過酷な現場で無事に任務を完遂できたのは、日頃の厳しい訓練はもちろん、様々な現場活動の中で築き上げてきた仲間との信頼関係があったからです。

「救助活動に携わりたい」という志を胸に飛び込んだ機動隊の仲間は、私にとって第二の家族です。これからも、このかけがえない家族と共に、職務に邁進していきたくと思っています。



福ぼうしくん 福ぼうしさん

当たり前の仕事

前 福島県双葉警察署浪江分行舎（現 福島県白河警察署地域課）

あつま たつのり
我妻 達記 巡査部長



～県民とともに、復興をめざして～、我々福島県警察の合言葉です。

私が勤務する双葉警察署は、被災地の最前線であり、被災地の復旧、復興を少しでも手助けできるよう、地域住民への声掛けや、要望の把握、行方不明者の捜索等を行っています。

双葉町から避難している住民から、以前

「地震、津波、原発事故の三重苦を受け、故郷を離れなければならない私たちの気持ちなんて分からないでしょうね」

と言われました。そのときは言葉に詰まり、何も答えることができず、被災者は私が思っている何十倍も苦しんでいることが分かりました。

心に大きな傷を負った被災者のために私たちができること、それは、「警察官としてやるべき仕事を当たり前のようにやること」であると思います。被災者の要望は警察への期待の表れです。今後も、福島県警察の一員として、つらく嫌だと思ってしまうような仕事であっても「当たり前の仕事」という気持ちを持って、精力的に取り組んでいこうと思っています。

そして、私たちの活動が、被災者の背中を後押しし、笑顔と嬉し涙でいっぱいになることを目指して、日々努力していきたくと思っています。



注：掲載されているキャラクターは、都道府県警察のマスコットキャラクターです。